

## 生産性向上特別措置法に基づく支援

### ～生産性向上特別措置法とは？～

中小企業の生産性革命の実現に向けて、今後3年間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の設備投資を支援する「生産性向上特別法」が平成30年6月6日に施行されました。

大蔵村では、平成30年度から3年間に村内中小企業が生産性向上に資する設備投資を行った際に、**償却資産に係る固定資産税を3年間ゼロ**とする特別措置を講じることで村内中小企業の設備投資を支援します。

### ～先端設備等導入計画とは？～

「先端設備等導入計画」は、「生産性向上特別措置法」に規定された、中小企業・小規模事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

村内の中小企業・小規模事業者等は、村が策定し国から同意を受けた「導入促進基本計画」に基づいて先端設備等導入計画を作成し、村から認定を受けた場合に税制支援や金融支援等の支援措置を活用することができます。

### ～認定を受けられる企業～

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義		
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	
製造業その他	3億円以下	300人以下	
卸売業	1億円以下	100人以下	
小売業	5千万円以下	50人以下	
サービス業	5千万円以下	100人以下	
政令指定業種	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	100人以下

### ～固定資産税軽減対象設備～

- ①機械装置（最低取得価格160万円以上／販売開始10年以内）
- ②測定工具及び検査工具（最低取得価格30万円以上／販売開始5年以内）
- ③器具備品（最低取得価格30万円以上／販売開始6年以内）
- ④建設附属設備（最低取得価格60万円以上／販売開始14年以内）

※家屋と一体となって効用を果たすものを除く